

電気通信事業法第109条第1項の規定による第一種
交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条
第2項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法
の認可(第一号基礎的電気通信役務のユニバーサル
サービス制度に基づく第一種交付金の額及び交付方
法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認
可)について

(諮問第3172号)

<目次>

1 諮問書	1
2 申請概要	2
3 審査結果	10
4 参考資料	12

別添

- 第一種交付金の額及び交付方法の認可申請書(写)
- 第一種負担金の額及び徴収方法の認可申請書(写)
- 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金
及び第一種負担金算定等規則に基づく許可申請
(一般社団法人電気通信事業者協会、東日本電信電話株式会社)

(公印・契印省略)

諮問第3172号
令和5年9月19日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 鈴木 淳司

諮 問 書

基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会（会長 宮川 潤一）から、令和5年9月11日付けT C A支-357及びT C A支-358により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づく第一種交付金の額及び交付方法並びに法第110条第2項の規定に基づく第一種負担金の額及び徴収方法について認可の申請があった。

当該申請について審査した結果、電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）第24条各号及び第25条各号に適合していると認められるため、認可することとしたい。

上記のことについて、法第169条第1号の規定により諮問する。

申請概要

1 申請者

一般社団法人電気通信事業者協会（会長 宮川 潤一）
（基礎的電気通信役務支援機関。以下「支援機関」という。）

2 申請年月日

令和5年9月11日

3 申請の概要

支援機関が、第一号基礎的電気通信役務のユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金及び第一種負担金について次の認可を受けようとするもの。

- ① 電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づく東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に交付する第一種交付金の額及び交付方法の認可
- ② 法第110条第2項の規定に基づく第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等[※]ごとの第一種負担金の額及び徴収方法の認可

※ 前年度の電気通信事業収益が10億円を超え、かつ、加入電話との相互接続通話を提供する電気通信事業者（令和5年8月末現在 19社）

3① 法第 109 条第 1 項の規定に基づく第一種交付金の額及び交付方法

ア 第一種交付金の額

支援機関は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「算定規則」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、第一種交付金の額を算定する。

(1) 補填対象額

	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本及び NTT西日本合計
加入電話に係る加入者回線（基本料）	16.9億円	10.1億円	27.0億円
第一種公衆電話に係るもの	23.1億円	16.8億円	39.9億円
加入電話に係る緊急通報	0.2億円	0.1億円	0.3億円
合計※	40.2億円	27.0億円	67.2億円

※ 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計については一致しない場合がある。

(参考) 昨年申請に係るNTT東日本及びNTT西日本の合計補填額 63.6億円

注 加入電話に係る加入者回線（基本料）について

加入電話に係る加入者回線（基本料）の原価は、算定規則第 15 条第 1 項の規定により通知された手順に基づいて算出された原価から小笠原母島ビルと大崎ビル間のき線点RT-GC間伝送路に係る費用を除いて算定している。このため、算定規則第 3 条ただし書の規定に基づく許可申請が本件申請と併せ行われている。

(参考) NTT東日本及びNTT西日本の令和4年度基礎的電気通信役務収支表

(億円、括弧内は対前年度増減率)

	NTT東日本			NTT西日本		
	営業収益	営業費用	営業利益	営業収益	営業費用	営業利益
加入電話	1,362(-7%)	1,587(-6%)	-225	1,326(-8%)	1,651(-5%)	-325
基本料	1,362(-7%)	1,586(-6%)	-223	1,326(-8%)	1,650(-5%)	-324
緊急通報	-	1(-0%)	-1	-	1(+0%)	-1
第一種公衆電話	3(-0%)	25(+1%)	-22	2(-0%)	17(+6%)	-16
市内通話	3(-0%)	25(+1%)	-22	2(-0%)	17(+6%)	-16
離島特例通信	0(-0%)	0(-0%)	-0	0(0%)	0(-0%)	-0
緊急通報	-	0(-0%)	-0	-	0(-0%)	-0
計	1,365(-7%)	1,612(-6%)	<u>-247</u>	1,328(-8%)	1,668(-5%)	<u>-341</u>

(2) 各適格電気通信事業者に対する第一種交付金の額の算定

○ NTT東日本に対する第一種交付金の額

= 40.2億円 - NTT東日本の算定自己負担額[※]

○ NTT西日本に対する第一種交付金の額

= 27.0億円 - NTT西日本の算定自己負担額[※]

※ NTT東日本及びNTT西日本を接続電気通信事業者等とみなし、算定規則第27条第1項及び第2項の規定を適用して第一種負担金の額を算定した場合の負担額。

イ 交付方法

(1) 交付手段

銀行振込（振込手数料は、支援機関が負担）

(2) 第一種交付金の額の通知

前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の3か月後までの間、毎月、各適格電気通信事業者に対して第一種交付金の額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3か月後に各適格電気通信事業者に対して通知する第一種交付金の額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 第一種交付金の交付期限

第一種交付金の額を通知した月の翌月までに、支援機関が各適格電気通信事業者に対して第一種交付金を交付する。

(4) 各月の各適格電気通信事業者に対する第一種交付金の額の計算方法

① 前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の2か月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝ 第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る第一種負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補填対象額の割合で案分した額}} \right)$$

② 最終算定月の3か月後に適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝ (第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額 － 前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の2か月後までに第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額)

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補填対象額の割合で案分した額}} \right)$$

※ 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の総額(適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。)又は各適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合(3%)を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」－「算定規則第5条第2項の規定により算定した額(整数未満の端数は、四捨五入)」

※ ①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 第一種交付金の交付の特例

第一種交付金の交付期限までに、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等につき、算定規則第22条第1項各号（会社更生法の適用等）に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、第一種交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき、案分して算定した額を第一種交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

ウ その他

算定規則第3条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により第一種交付金の額を算定し、第一種交付金を交付することとする。

3② 法第110条第2項の規定に基づく第一種負担金の額及び徴収方法

ア 第一種負担金の額

支援機関は、算定規則第27条第1項及び第2項の規定に基づき、各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額を算定（適格電気通信事業者ごとに算定した次の（a）、（b）及び（c）の合計額）する。

（a）最終算定月前月までの第一種負担金の額

当該接続電気通信事業者等の令和6年1月（予定）末～最終算定月の前月（令和6年11月（予定））の月末の算定対象電気通信番号の総数に番号単価^{※1}を乗じた額

（b）最終算定月の第一種負担金の額

全ての接続電気通信事業者等から令和6年中に徴収すべき額（補填対象額に支援業務費を加えた額）から、最終算定月前月までに納付した全ての接続電気通信事業者等の第一種負担金及び算定自己負担額の合計額（前年度残余额を含む。）を控除した額に、接続電気通信事業者等ごとの最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数が全ての接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の総数に占める割合を乗じた額

（c）当該接続電気通信事業者等の前年度残余额

(※1) 番号単価は平成18年総務省告示第429号(第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件)に従って支援機関が算定。補填対象額、支援業務費(令和5年度中の費用額(令和5年3月に認可)から前年度の次期繰越収支差額を差し引いた額)及び前年度過不足額を合算した額を令和6年の予測算定対象電気通信番号の総数で除した額を合算番号単価とし、合算番号単価を適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分したものを番号単価とする。

$$\begin{aligned}
 & \text{(NTT東日本及びNTT西日本の補填対象額の合計額+支援業務費)} \\
 & \quad \text{— 予測前年度過不足額)} \\
 \text{①合算番号単価} &= \frac{\hspace{10em}}{\text{令和6年の予測算定対象電気通信番号の総数}} \\
 &= \frac{(67.2\text{億円} + 0.4\text{億円} - (1.0\text{億円}))}{29.7\text{億番号数}} \\
 &= 2.246\cdots \text{円} \Rightarrow \mathbf{2\text{円}} \text{ (整数未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{②NTT東日本} & \hspace{10em} \text{NTT東日本の補填対象額} \\
 \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\hspace{10em}}{\text{NTT東日本及びNTT西日本の補填対象額の合計額}} \\
 &= 2\text{円} \quad \times \quad \frac{40.2\text{億円}}{67.2\text{億円}} \\
 &= 1.196581359\cdots \text{円} \Rightarrow 1.19658136 \text{円} \text{ (小数点以下第8位未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{③NTT西日本} & \hspace{10em} \text{NTT西日本の補填対象額} \\
 \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\hspace{10em}}{\text{NTT東日本及びNTT西日本の補填対象額の合計額}} \\
 &= 2\text{円} \quad \times \quad \frac{27.0\text{億円}}{67.2\text{億円}} \\
 &= 0.803418640\cdots \text{円} \Rightarrow 0.80341864 \text{円} \text{ (小数点以下第8位未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

上記番号単価は、令和6年1月～同年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する。同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価については、平成18年総務省告示第429号に基づき、令和6年4月に、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して修正の要否を判断する。

イ 徴収方法

(1) 納付手段

銀行振込（振込手数料は、接続電気通信事業者等が負担）

(2) 負担金の額の通知

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後に、支援機関が次に掲げる事項を接続電気通信事業者等に通知する。

- ① 毎月の第一種負担金の額（番号単価に算定対象電気通信番号数を乗じた額）
- ② 第一種負担金の納付期限
- ③ 第一種負担金を納付する口座名義・口座番号

(3) 第一種負担金の納付期限

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後の月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

第一種負担金の額に、納付期限の翌日から納付する日までの日数1日につき1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

(5) 支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

ウ その他

算定規則第3条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により第一種負担金の額を算定し、第一種負担金を徴収することとする。

審 査 結 果

電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき審査を行った結果、以下のとおりと認められる。

- ① 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可に係る審査

審 査 事 項	審 査 結 果	理 由
1 第一種交付金の額が算定規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであること。（審査基準第 24 条（1））	適	<p>本申請に係る第一種交付金の額については、以下の理由により、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「算定規則」という。）第 5 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種交付金の額は、別記に示す届出資料を用いて、算定規則第 5 条第 1 項に定める方法に従って、補填対象額から各適格電気通信事業者の算定自己負担額を控除した額としており、妥当なものであると認められる。 ・第一種交付金の額は、算定規則第 5 条第 3 項に定めるとおり、令和 4 年度の基礎的電気通信役務収支における営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額を下回ることから、妥当なものであると認められる。
2 第一種交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付する手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 24 条（2））	適	<p>交付する時期（交付期限）及び交付手段（第一種交付金の額の通知、各月の第一種交付金の額の計算方法、第一種交付金の交付の特例及び第一種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策）について、適正かつ明確に定められていることから、適当であると認められる。</p>
3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。（審査基準第 24 条（3））	適	<p>本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。</p>

② 法第 110 条第 2 項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査

審査事項	審査結果	事由
1 第一種負担金の額が算定規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであること。(審査基準第 25 条(1))	適	<p>本申請に係る第一種負担金の額については、以下の理由により、算定規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一種負担金の額は、別記に示す届出資料を用いて算定した補填対象額を用いて、算定規則第 27 条第 1 項及び第 2 項に定める方法に従って、最終算定月前月までの各月の第一種負担金の額、最終算定月の第一種負担金の額及び前年度残余額を合算した額としており、妥当なものであると認められる。 算定規則第 27 条第 1 項で定める番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に基づき、補填対象額、支援機関の支援業務に係る費用(以下「支援業務費」という。)の額及び予測前年度過不足額の合計額を令和 6 年中の予測算定対象電気通信番号の総数で除したものについて、適格電気通信事業者ごとの補填対象額の割合で案分することにより算定しており、妥当なものであると認められる。 支援業務費の額は、令和 5 年度の収支予算額(令和 5 年 3 月認可済み)から前年度の支援業務費の繰越額を減じた額としており、妥当なものであると認められる。
2 第一種負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付する手段が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 25 条(2))	適	<p>納付する時期(納付期限)及び納付手段(第一種負担金の額の通知、延滞金の納付及び第一種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策)について、適正かつ明確に定められていることから、適当であると認められる。</p>
3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。(審査基準第 25 条(3))	適	<p>本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。</p>

(別記) 補填対象額の算定に係る届出資料について

申請者は、法第 109 条第 2 項に基づき適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社から届出のあった第一種交付金の額を算定するための届出資料を用いて補填対象額を算定している。

当該届出資料のうち NTT 東日本の加入電話(基本料)に係る設備管理部門の原価は、算定規則第 15 条第 1 項の規定によらず、算定したものである。

申請者は、NTT 東日本の届出資料を用いて第一種交付金の額及び第一種負担金の額を算定しているため、申請者及び NTT 東日本から、算定規則第 3 条ただし書の規定に基づく算定規則によらない算定の許可申請が行われている。

本件の算定は合理的な措置であると認められ、別途本件申請の認可とともに許可をする予定である。

<参考>

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則に基づく許可申請

(一般社団法人電気通信事業者協会、NTT 東日本)

参 考 資 料

1. 令和4年度NTT東日本・西日本における電話のユニバーサルサービス収支表（第一号基礎的電気通信役務収支表）について

・令和4年度におけるNTT東日本・西日本の電話のユニバーサルサービス収支の状況は、
NTT東日本で▲247億円、NTT西日本で▲341億円の赤字（東西計で▲588億円）となっている。

○令和4年度電話のユニバーサルサービス収支表（単位：百万円）

NTT東日本

	営業収益	営業費用					営業利益
			管理部門費用			利用部門	
			公衆削減 以外費用	公衆電話 削減費用			
加入電話	136,226	158,682	112,864	112,864	-	45,818	▲22,456
基本料	136,226	158,564	112,747	112,747	-	45,817	▲22,338
緊急通報	-	117	117	117	-	1	▲117
第一種公衆電話	311	2,551	2,494	2,021	473	57	▲2,240
市内通信	310	2,545	2,488	2,016	472	56	▲2,234
離島特例通信	0	2	2	2	0	1	▲2
緊急通報	-	4	4	3	1	-	▲4
合計	136,537	161,232	115,358	114,885	473	45,874	▲24,696

NTT西日本

	営業収益	営業費用					営業利益
			管理部門費用			利用部門	
			公衆削減 以外費用	公衆電話 削減費用			
加入電話	132,570	165,063	126,476	126,476	-	38,587	▲32,493
基本料	132,570	164,980	126,395	126,395	-	38,585	▲32,410
緊急通報	-	83	80	80	-	2	▲83
第一種公衆電話	153	1,726	1,703	1,357	346	23	▲1,573
市内通信	152	1,718	1,696	1,351	345	23	▲1,566
離島特例通信	1	4	4	3	1	-	▲3
緊急通報	-	4	4	3	0	-	▲4
合計	132,723	166,789	128,179	127,833	346	38,610	▲34,066

前年度	146,061	168,618	118,037	118,037	-	50,581	▲22,557
増減	▲9,525	▲7,386	▲2,679	▲3,152	+473	▲4,707	▲2,139

前年度	144,201	174,037	131,470	131,470	-	42,566	▲29,836
増減	▲11,478	▲7,248	▲3,291	▲3,638	+346	▲3,956	▲4,230

効率化率	6.5%	4.4%	-	-	-	9.3%	-9.5%
------	------	------	---	---	---	------	-------

効率化率	8.0%	4.2%	-	-	-	9.3%	-14.2%
------	------	------	---	---	---	------	--------

2. 電話のユニバーサルサービスに係る補填額の算定について

電話のユニバーサルサービスに係る補填額の算定は、NTT東日本・NTT西日本ごとに以下の算出方法により算定する。

トラフィック移行割合で加重平均			
PSTNモデル：IPモデル			
1年目	91%	:	9%
2年目	66%	:	34%

<補填対象額の算出方法>

IP網への移行のために、補填対象額においては、算定規則に基づき次のとおり算定する。

- (1) LRIC (PSTNモデル) を用いて算出した①+②+③+④+⑤の合計額に91%を乗じた額
- (2) LRIC (IPモデル) を用いて算出した①+②+③+④+⑤に合計額に9%を乗じた額

①：加入電話基本料に係るベンチマーク（全国平均+2σ）以上の費用

LRICで算出した1回線あたりの費用を用いて全国の平均費用+2σをベンチマークとして設定し、各社ごとにベンチマーク以上の費用を算出

②：加入電話緊急通報に係る高コスト回線（4.9%）の合計費用

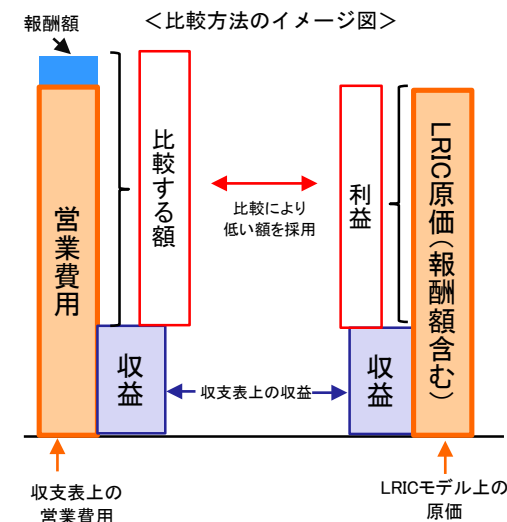
LRICで算出した1回線あたりの費用を用いて全国の高コスト回線の上位4.9%を特定し、各社ごとに高コスト回線に該当する回線の1回線あたりの費用の合計を算出

③：第一種公衆電話市内通信に係る赤字

④：第一種公衆電話離島特例通信に係る赤字

⑤：第一種公衆電話緊急通報に係る赤字

LRICで算出した原価（報酬額等を含む。）と第一号基礎的電気通信役務収支表（以下「収支表」という。）上の収入により算定した収支（赤字額）と実際の営業費用に報酬額等を加えたものと収支表上の収入により算定した収支（赤字額）を比較した上で、低い額を採用



3. 電話のユニバーサルサービスに係る補填対象額の算定について

①加入電話・基本料

<補填対象額の算定方法>

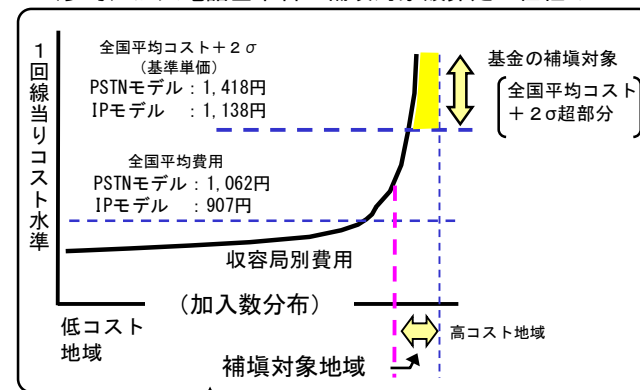
「全国平均費用+標準偏差の2倍」(基準単価)をベンチマークとし、これを超える部分を補填対象額とする。<ベンチマーク方式>
(算定に当ってはIP電話への移行回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算)

(提供エリア全体の収益・原価〔億円〕)

	収益	原価 (報酬を含む)			赤字
		管理部門	利用部門	計	
NTT東日本	1,360	2,314	389	2,703	▲1,343
NTT西日本	1,323	2,257	384	2,641	▲1,317
合計	2,684	4,570	774	5,344	▲2,660
(参考) 前年度	3,101	5,297	931	6,228	▲3,127
増減	▲417	▲727	▲157	▲884	+467

(参考) 加入電話回線数 (万回線)
2,054
2,196
4,250
4,398
▲148

(参考) 加入電話基本料の補填対象額算定の仕組み

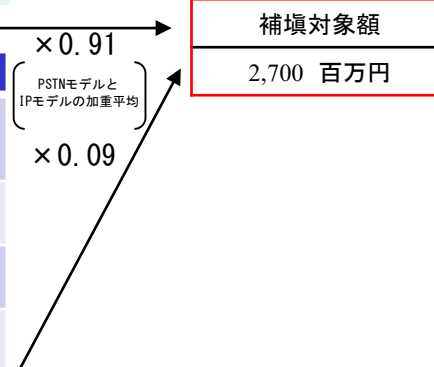


(百万円)

PSTNモデル	A	B	C	A-B+C	(参考)	
	補填対象地域の 実績原価	対象回線数に基準 単価を乗じた額 (基準原価)	基準単価を 下回る額	基準原価を 上回る額	加入電話 回線数 (万回線)	回線 割合
NTT東日本	27,270	29,449	3,856	1,677	173.0	4.1%
NTT西日本	6,639	5,987	354	1,007	35.2	0.8%
合計	33,910	35,436	4,210	2,684	208.2	4.9%

(百万円)

IPモデル	①	②	③	①-②+③	(参考)	
	補填対象地域の 実績原価	対象回線数に基準 単価を乗じた額 (基準原価)	基準単価を 下回る額	基準原価を 上回る額	加入電話 回線数 (万回線)	回線 割合
NTT東日本	22,028	20,645	455	1,838	151.2	3.6%
NTT西日本	8,677	7,780	129	1,026	57.0	1.3%
合計	30,705	28,425	584	2,864	208.2	4.9%



②加入電話・緊急通報

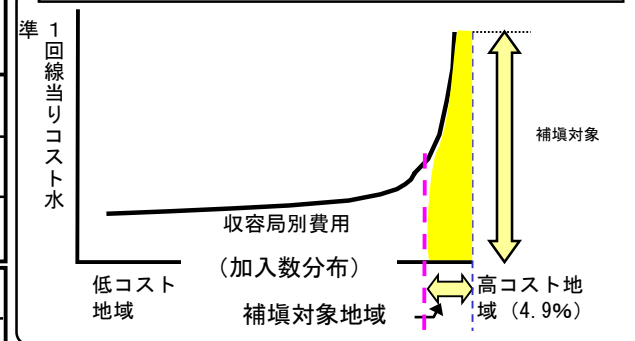
<補填対象額の算定方法>

基本料の高コスト上位4.9%（東西計）の加入者回線数に対応した原価

（提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			赤字	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	—	187	0	187	▲187	633
NTT西日本	—	96	0	97	▲97	625
合計	—	283	0	284	▲284	1,258
(参考) 前年度	—	402	1	403	▲403	1,459
増減	—	▲118	▲0	▲119	+119	▲201

加入電話緊急通報の補填対象額算定の仕組み



(百万円)

PSTNモデル	補填対象地域に相当する原価	加入電話回線数 (万回線)	回線割合	
	NTT東日本	20	20.7	1.6%
	NTT西日本	10	41.0	3.3%
	合計	30	61.7	4.9%

(百万円)

IPモデル	補填対象地域に相当する原価	加入電話回線数 (万回線)	回線割合	
	NTT東日本	5	31.0	2.5%
	NTT西日本	3	30.6	2.4%
	合計	8	61.7	4.9%

× 0.91

PSTNモデルと
IPモデルの加重平均

× 0.09

補填対象額
28百万円

③ 第一種公衆電話(市内通信)

<補填対象額の算定方法>
「原価－収益」の収支差額

(百万円)

 : 採用する額

PSTN モデル	LRICモデル							実際の費用等		
	①収益	②原価	設備管理部門			利用部門	利益 (①－②)	モデルと 比較する額 (③－④)	③営業費用 －収益	④報酬額等
			公衆電話撤去費以外	公衆電話撤去費						
NTT東日本	310	2,617	2,572	2,100	472	45	▲2,307	▲2,430	▲2,234	196
NTT西日本	152	2,129	2,108	1,763	345	20	▲1,977	▲1,675	▲1,566	109
合計	462	4,746	4,680	3,863	817	65	▲4,283	▲4,105	▲3,801	305

IP モデル	LRICモデル							実際の費用等		
	①収益	②原価	設備管理部門			利用部門	利益 (①－②)	モデルと 比較する額 (③－④)	③営業費用 －収益	④報酬額 等
			公衆電話撤去費以外	公衆電話撤去費						
NTT東日本	310	2,582	2,537	2,064	472	45	▲2,272	▲2,430	▲2,234	196
NTT西日本	152	2,114	2,094	1,749	345	20	▲1,962	▲1,675	▲1,566	109
合計	462	4,696	4,631	3,814	817	65	▲4,234	▲4,105	▲3,801	305



	モデル	採用した額	加重平均のための比率	補填対象額
NTT東日本	PSTNモデル	▲2,307	0.91	▲2,304
	IPモデル	▲2,272	0.09	
NTT西日本	PSTNモデル	▲1,675	0.91	▲1,675
	IPモデル	▲1,675	0.09	
合計				▲3,979

④第一種公衆電話(離島特例通信)

＜補填対象額の算定方法＞
「原価－収益」の収支差額

(百万円)

 : 採用する額

PSTN モデル	LRICモデル							実際の費用等		
	①収益	②原価					利益 (①-②)	モデルと 比較する額 (③-④)	③営業費用 -収益	④報酬額等
		設備管理部門			利用部門					
			公衆電話撤去費以外	公衆電話撤去費						
NTT東日本	0	2	2	2	0	0	▲2	▲2	▲2	0
NTT西日本	1	5	5	4	1	0	▲4	▲4	▲3	0
合計	1	7	7	6	1	0	▲6	▲5	▲5	0

IP モデル	LRICモデル							実際の費用等		
	①収益	②原価					利益 (①-②)	モデルと 比較する額 (③-④)	③営業費用 -収益	④報酬額等
		設備管理部門			利用部門					
			公衆電話撤去費以外	公衆電話撤去費						
NTT東日本	0	2	2	2	0	0	▲2	▲2	2	0
NTT西日本	1	5	5	4	1	0	▲4	▲4	3	0
合計	1	7	7	6	1	0	▲6	▲5	5	0



	モデル	採用した額	加重平均のための比率	補填対象額
NTT東日本	PSTNモデル	▲2	0.91	▲2
	IPモデル	▲2	0.09	
NTT西日本	PSTNモデル	▲4	0.91	▲4
	IPモデル	▲4	0.09	
合計				▲5

⑤ 第一種公衆電話・緊急通報

<補填対象額の算定方法>
「原価－収益」の収支差額

(百万円)

 : 採用する額

PSTN モデル	LRICモデル							実際の費用等		
	①収益	②原価					利益 (①－②)	モデルと 比較する額 (③－④)	③営業費用 －収益	④報酬額等
		設備管理部門		公衆電話撤去費以外		公衆電話撤去費				
NTT東日本	-	2	2	1	1	0	▲2	▲4	▲4	0
NTT西日本	-	1	1	1	1	0	▲1	▲4	▲4	0
合計	-	3	3	2	1	0	▲3	▲8	▲8	1

IP モデル	LRICモデル							実際の費用等		
	①収益	②原価					利益 (①－②)	モデルと 比較する額 (③－④)	③営業費用 －収益	④報酬額等
		設備管理部門		公衆電話撤去費以外		公衆電話撤去費				
NTT東日本	-	1	1	0	1	0	▲1	▲4	▲4	0
NTT西日本	-	1	1	0	1	0	▲1	▲4	▲4	0
合計	-	2	2	1	1	0	▲2	▲8	▲8	1



	モデル	採用した額	加重平均のための比率	補填対象額
NTT東日本	PSTNモデル	▲2	0.91	▲2
	IPモデル	▲1	0.09	
NTT西日本	PSTNモデル	▲1	0.91	▲1
	IPモデル	▲1	0.09	
合計				▲3

4. 補填対象額と番号単価

・補填対象額に支援業務費を加算し予測前年度過不足額を減算した額を、1月～12月の予測番号総数で除すことにより、各事業者が負担する（合算）番号単価を算定。

○補填対象額

	加入電話		第一種公衆電話			合計
	基本料	緊急通報	市内通信	離島特例通信	緊急通報	
NTT東日本	1,691百万円	19百万円	2,304百万円	2百万円	2百万円	4,018百万円
NTT西日本	1,008百万円	9百万円	1,675百万円	4百万円	1百万円	2,698百万円
東西計	2,700百万円	28百万円	3,979百万円	5百万円	3百万円	6,715百万円
(参考) 前年度	2,591百万円	44百万円	3,714百万円	5百万円	3百万円	6,357百万円
増減	+109百万円	▲16百万円	+264百万円	+1百万円	+1百万円	+359百万円

○支援業務費

(令和5年予算額：予算額 53百万円 - 前期繰越額 12百万円)

41百万円

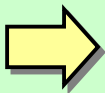
(令和4年予算額：41百万円)

○予測前年度過不足額

95百万円

○番号単価

(合算) 番号単価 = $\frac{\text{補填対象額 (6,715百万円)} + \text{支援業務費 (41百万円)} - \text{予測前年度過不足額 (95百万円)}}{\text{令和6年1月～12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計 (2,965百万番号)}}$ = 2.24699854円/月・番号



(合算) 番号単価

2円/月・番号

〔うち、東日本分：1.19658136円
西日本分：0.80341864円〕

〔<前年度(7月～12月)>
2円/番号・月
NTT東日本分：1.15129774円
NTT西日本分：0.84870226円〕

(注) ・東西合算の番号単価は整数未満を四捨五入
・東西別の番号単価は、合算単価を東西の補填対象額の割合で案分

電話のユニバーサルサービス制度の第一種交付金及び第一種負担金の額の算定における 基準単価(ベンチマーク)の大幅な上昇に対する対応について

- 今年度のユニバーサルサービスの加入電話・基本料の第一種交付金及び第一種負担金の額の算定においては、第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価から、小笠原母島ビルから大崎ビル間のき線点RT-GC間伝送路に係る費用を除いて算定する対応が行われている。
- 上記の対応は、以下の理由により実施しているものである。
 - 小笠原母島ビルから大崎ビル間については、2021年度までは、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(以下、「算定規則」という。)第15条第1項の規定によりNTT東日本に通知された手順においては、RT-GC間伝送路であり、第一号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の算定対象外となっていた。
 - しかしながら、本年度の第15条第1項の規定により通知された手順によって費用を整理した場合、小笠原母島ビルは加入者回線数等が減少したことから局設置FRTとされ、当該両ビル間のき線点RT-GC間伝送路の費用は、平成20年情報通信審議会答申の整理に基づき、新たに第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定に用いられる原価に含まれることとなるため、小笠原母島ビルの加入者回線単価が大幅に上昇し、基準単価(ベンチマーク)が大幅に上昇することとなる。
 - 当該加入者回線単価は、他のビルの加入者回線単価や前年度までの小笠原母島ビルの加入者回線単価と比して著しく高額となっており、ベンチマークも2021年度までの水準から著しく乖離することとなる。
 - このため、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額を適正に算定することを目的として、今回の第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価については、小笠原母島ビルから大崎ビル間のき線点RT-GC間伝送路に係る費用を除いて算定することとしたい。
- 第一種交付金及び第一種負担金の額の算定において上記の対応を行うことについて、電気通信事業法第109条第1項に基づく第一種交付金の額及び交付方法の認可の申請並びに同法第110条第2項に基づく第一種負担金の額及び徴収方法の認可の申請に併せて、算定規則第3条ただし書に基づく許可の申請がされている。

※ なお、本件については、NTT東日本からも、電気通信事業法第109条第2項に基づく算定に関して、総務大臣に対して、同様の許可の申請がされている。

※ 2022年度認可の際にも、同様に第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価から、小笠原母島ビルから大崎ビル間のき線点RT-GC間伝送路に係る費用を除いて算定する対応を行うことにつき、算定規則第3条ただし書に基づく許可申請が行われ、許可されている。

【参考】

◇ 基準単価(ベンチマーク)への影響

- ・ 2023年度認可(上記対応を実施しない場合): 2,336円/月(+808円/月) < 2021年度認可の基準単価: 1,528円/月 >

◇ 補てん対象額及び合算番号単価への影響(NTT東西合計・試算)

- ・ 補てん対象額への影響 : +8億円
- ・ 合算番号単価への影響 : +0.270 円

【参考】LRICモデル上の設備構成イメージ

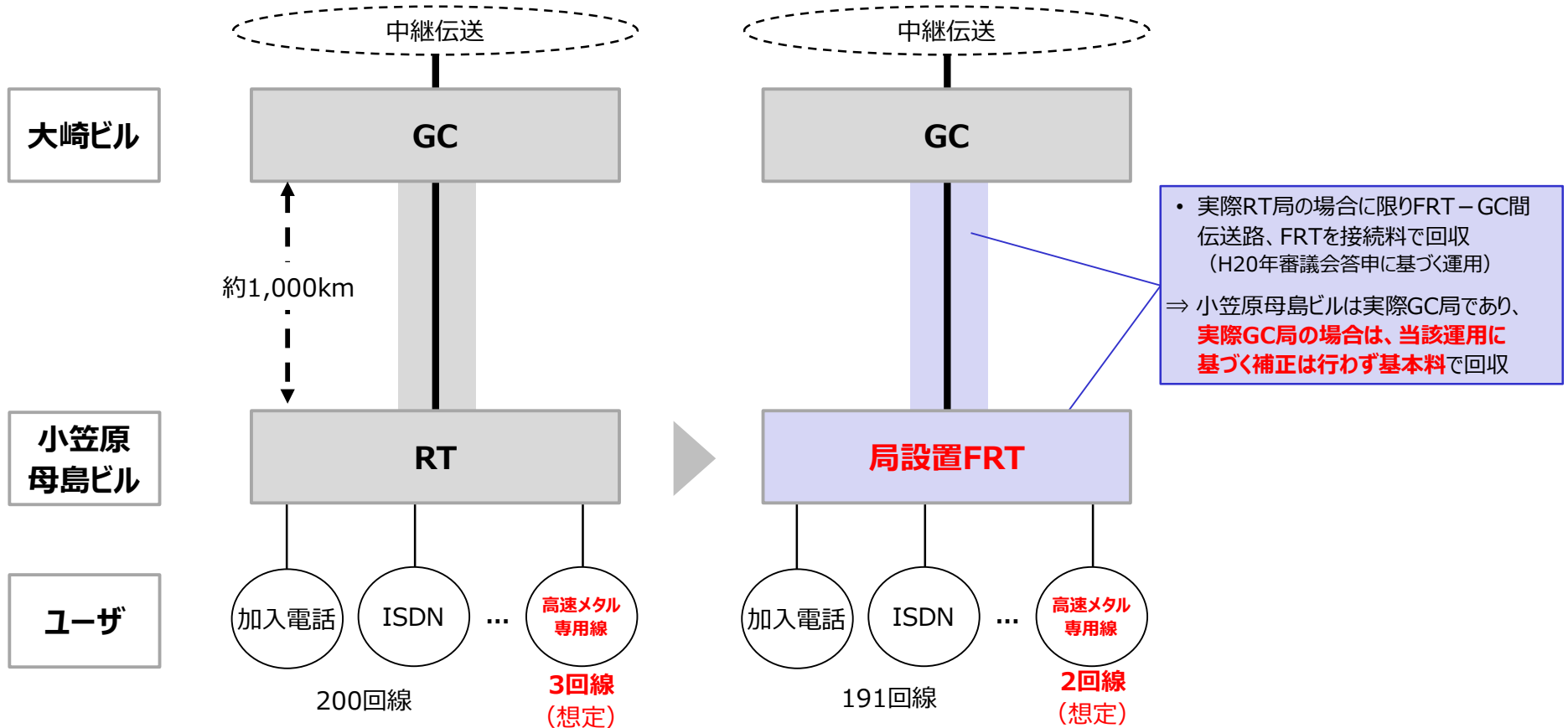
- 入力値を基にモデル内で計算される高速メタル専用線の回線数が閾値※を下回り、小笠原母島ビルはより小規模な装置となったと想定 (RT→局設置FRT)

【凡例】 : 接続料原価 : ユニバーサルサービス交付金原価

認可年度

2021年度

2023年度



※LRICモデル上の高速メタル専用線回線数における局設置FRTとなる閾値：2回線以下

【別添2】小笠原母島ビルの加入者回線単価等

- 2021年度と比較し回線単価が大きく上昇（1,743円→28.9万円[約170倍]）
- これにより、基準単価（ベンチマーク）も大きく上昇（1,528円→2,336円）

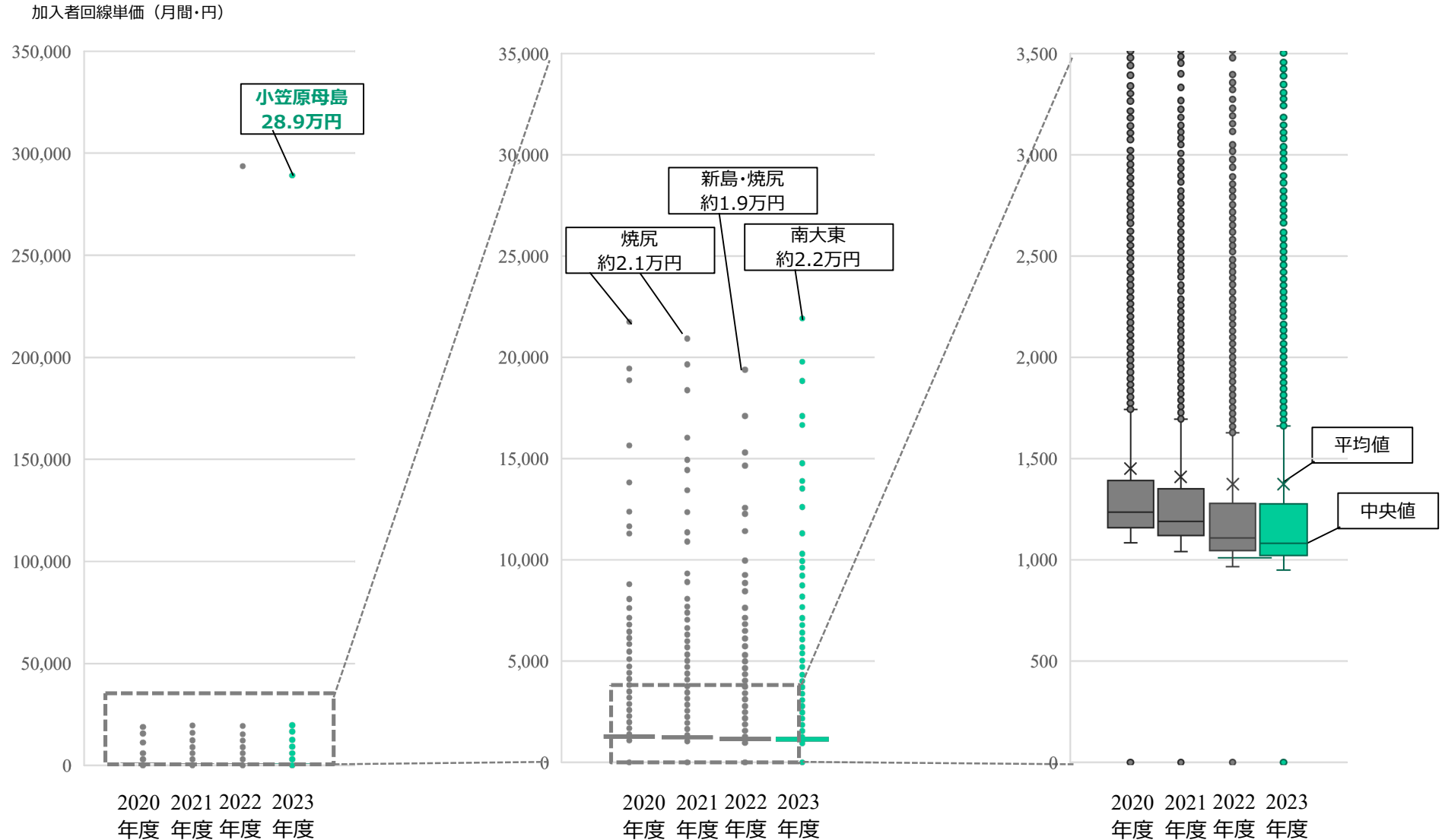
認可年度	2021年度	2022年度	2023年度
アナログ加入者回線数 (光IP補正後)	200回線	193回線	191回線
加入者回線単価 (年間)	2万円	352万円	347万円
加入者回線単価 (月間)	1,734円	293,690円	289,130円

算定対象原価	416万円	6.8億円	6.6億円
--------	-------	-------	-------

基準単価(ベンチマーク) ※試算	1,528円/月	2,380円/月	2,336円/月
---------------------	----------	----------	----------

【別添3】収容局別加入者回線単価のばらつき

■ 2022年度以降の小笠原母島ビルは、他のビルやこれまでの傾向から大きく乖離



(参考) 第一種交付金の額及び第一種負担金の額に関する算定式

1 第一種交付金の額

(1) NTT東日本に対する第一種交付金の額

$$\begin{aligned}
 &= \underbrace{Ce}_{\text{最終算定月前月までの算定自己負担額}} - \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et]}_{\text{NTT東日本の補填対象額+案分した支援業務費}} - \underbrace{\left\{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit] \right) \right\}}_{\text{最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額}} - \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et]}_{\text{最終算定月前月までに算定したNTT東日本の「算定自己負担額」の累計額}} \\
 &\quad \underbrace{\sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn']}_{\text{「全接続電気通信事業者等の前年度残余額」の総額}} - \underbrace{\left(Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn' \right)}_{\text{NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額}} \cdot \underbrace{En / Mn}_{\text{NTT東日本の最終算定月の番号数の割合}} \\
 &\quad \text{NTT東日本の最終算定月の算定自己負担額} \\
 &\quad \text{NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額} \\
 &\quad - \left(Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn' \right) \\
 &\quad \text{NTT東日本の補填対象額} \quad \text{—} \quad \text{NTT東日本の算定自己負担額}
 \end{aligned}$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額
〔=6,715,472,942円〕

Ce は、東日本電信電話株式会社の補填対象額〔=4,017,804,871円〕

S は、支援業務費の額〔=40,743,564円〕

n は、最終算定月〔=令和6年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t は、各月（令和6年1月予定～最終算定月）

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En は、 n 月（最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft$ までの整数値をとる)

Mn は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 4 2 9 号に従って算定する。また、原則として令和 6 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [令和 6 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.19658136 円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=令和 5 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (令和 5 年 1 月～前年度の最終算定月)

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet' は、 t' 月の番号単価 [令和 5 年 1 月～令和 5 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.15673665 円/月・番号、令和 5 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.15129774 円/月・番号]

Pen' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補填対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額
[=6,356,971,755 円]

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補填対象額 [=3,676,671,117 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=40,583,047 円]

(2) NTT西日本に対する第一種交付金の額

$$\begin{aligned}
 &= \underbrace{C_w}_{\text{最終算定月前月までの算定自己負担額}} - \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t]}_{\text{NTT西日本の補填対象額 + 案分した支援業務費}} - \underbrace{\{C_w + S \cdot C_w / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wt} \cdot N_{it}])\}}_{\text{最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額}} - \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t]}_{\text{最終算定月前月までに算定したNTT西日本の「算定自己負担額」の累計額}} \\
 &\quad \underbrace{\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wn'} \cdot N_{in'} - Z_w \cdot N_{in'} / M_{n'}]}_{\text{「全接続電気通信事業者等の前年度残余額」の総額}} - \underbrace{(P_{wn'} \cdot W_{n'} - Z_w \cdot W_{n'} / M_{n'})}_{\text{NTT西日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額}} \cdot \underbrace{W_n / M_n}_{\text{NTT西日本の最終算定月の番号数の割合}} \\
 &\quad \text{NTT西日本の最終算定月の算定自己負担額} \\
 &\quad \text{NTT西日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額} \\
 &\quad - (P_{wn'} \cdot W_{n'} - Z_w \cdot W_{n'} / M_{n'}) \\
 &\quad \text{NTT西日本の補填対象額} \quad \text{—} \quad \text{NTT西日本の算定自己負担額}
 \end{aligned}$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額
〔=6,715,472,942円〕

C_w は、西日本電信電話株式会社の補填対象額〔=2,697,668,071円〕

S は、支援業務費の額〔=40,743,564円〕

n は、最終算定月〔=令和6年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t は、各月（令和6年1月予定～最終算定月）

W_t は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

W_n は、 n 月（最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（ i は、1～ F_t までの整数値をとる）

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電

気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 6 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [令和 6 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.80341864 円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=令和 5 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (令和 5 年 1 月～前年度の最終算定月)

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt' は、 t' 月の番号単価 [令和 5 年 1 月～令和 5 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.84326335 円/月・番号、令和 5 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.84870226 円/月・番号]

Pwn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補填対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額
[=6,356,971,755 円]

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補填対象額 [=2,680,300,638 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=40,583,047 円]

(3) 算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合の第一種交付金の額は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。
- ② 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

2 第一種負担金の額

(1) NTT東日本に係る接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$\begin{aligned}
 &= \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt] + \left\{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit] \right) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \right. \\
 &\quad \left. \sum_{i=1}^{Ft} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \right\} \cdot Nn / Mn \\
 &\quad + \underbrace{Pen' \cdot Nn'}_{\text{前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額}} - \underbrace{Ze \cdot Nn' / Mn'}_{\text{前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額}} \\
 &\quad + \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt]}_{\text{「全接続電気通信事業者等の前年度残余额」の総額}} + \underbrace{\left\{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit] \right) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \right.}_{\text{NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額}} \\
 &\quad \left. \sum_{i=1}^{Ft} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \right\} \cdot Nn / Mn}_{\text{各接続電気通信事業者等の最終算定月の番号数の割合}} \\
 &\quad + \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt]}_{\text{令和5年1月～最終算定月前月の月末までの番号数に係る負担額}} + \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et]}_{\text{最終算定月の番号数に係る負担額}} + \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt]}_{\text{前年度残余额}}
 \end{aligned}$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額

[=6,715,472,942円]

Ce は、東日本電信電話株式会社の補填対象額 [=4,017,804,871円]

S は、支援業務費の額 [=40,743,564円]

n は、最終算定月 [=令和6年12月予定。以下、この計算式において同じ]

t は、各月(令和6年1月予定～最終算定月)

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft までの整数値をとる)

Nt は、 t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nt は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., $N_{F_t t}$ のうちの対応する値)

Mn は、 n 月 (最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Mn は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., $N_{F_t n}$ のうちの対応する値)

Mn は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 4 2 9 号に従って算定する。また、原則として令和 6 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [令和 6 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.19658136 円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=令和 5 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (令和 5 年 1 月～前年度の最終算定月)

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (Mn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{F_t n'}$ のうちの対応する値)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet' は、 t' 月の番号単価 [令和 5 年 1 月～令和 5 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.15673665 円/月・番号、令和 5 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.15129774 円/月・番号]

Pen' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補填対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

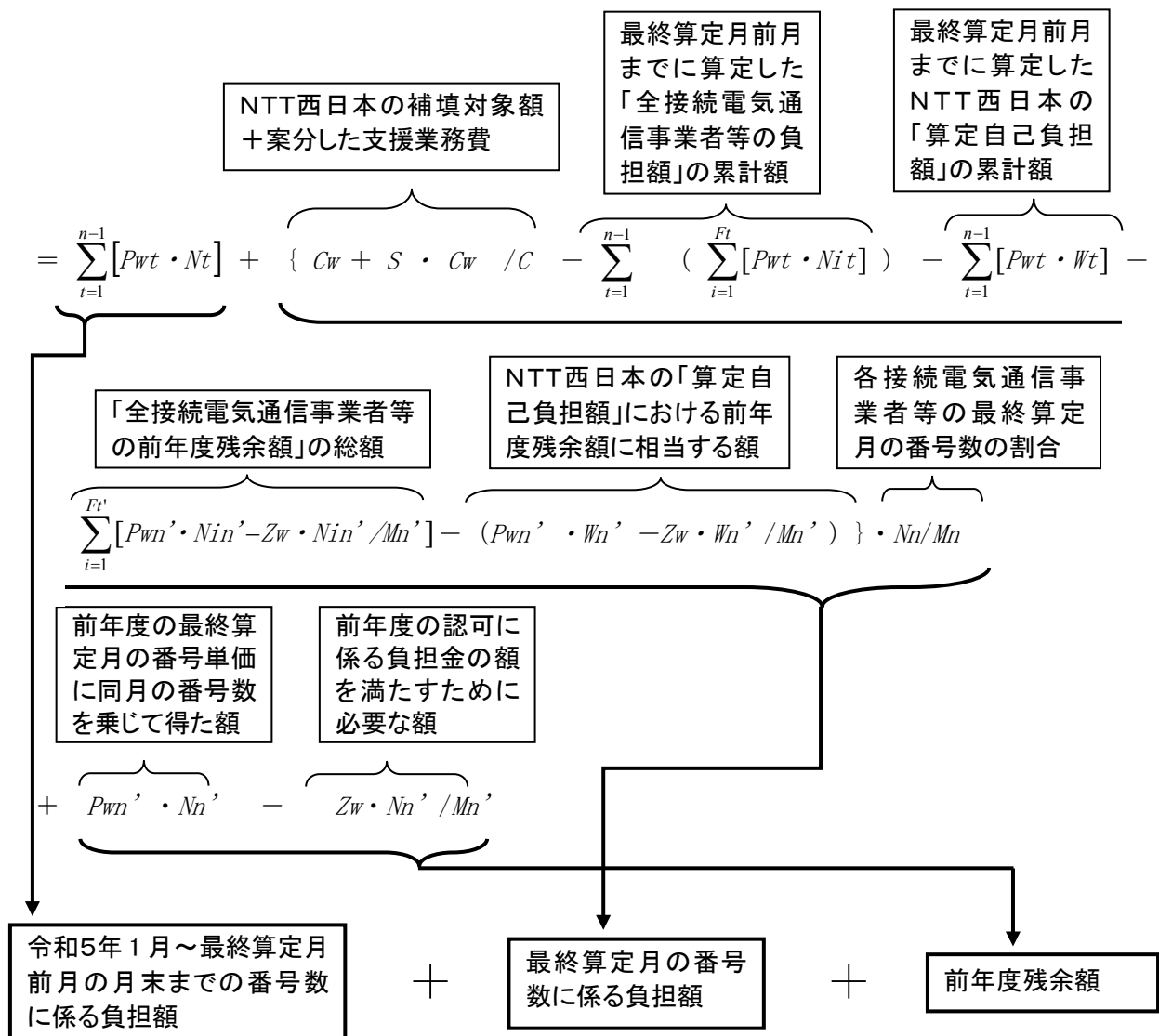
$$[= Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額
[=6,356,971,755 円]

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補填対象額 [=3,676,671,117 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=40,583,047 円]

(2) NTT西日本に係る接続電気通信事業者等の第一種負担金の額



C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額

[=6,715,472,942円]

C_w は、西日本電信電話株式会社の補填対象額 [=2,697,668,071円]

S は、支援業務費の額 [=40,743,564円]

n は、最終算定月 (=令和6年12月予定。以下、この計算式において同じ。)

t は、各月 (令和6年1月予定～最終算定月)

W_t は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ F_t までの整数値をとる)

N_t は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(N_t は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., $N_{F_t t}$ のうちの対応する値をとる)

Nn は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ Nn は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., N_{Ftn} のうちの対応する値）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として令和6年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和6年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.80341864円/月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=令和5年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和5年1月～前年度の最終算定月）

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{Ftn'}$ のうちの対応する値）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔令和5年1月～令和5年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.84326335円/月・番号、令和5年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.84870226円/月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補填対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et'] \right]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額〔=6,356,971,755円〕

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補填対象額〔=2,680,300,638円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=40,583,047円〕

(3) 算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の第一種負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（3%）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。
- ② 各適格電気通信事業者における第一種負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「負担金等の額」という。）の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（3%）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。
- ③ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

第一種交付金の額及び交付方法認可申請書

T C A 支 - 3 5 7

令和5年9月11日

総務大臣
松本 剛明 殿

郵便番号 101-0052
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ
住所 東京都千代田区神田小川町一丁目10
興信ビル2F
いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい
名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう みやかわ じゅんいち
会長 宮川 潤一

電気通信事業法第109条第1項の規定により、第一種交付金の額及び交付方法の認可を受けた
いので、次のとおり申請します。

1 第一種交付金の額

東日本電信電話株式会社に対する

第一種交付金の額

$$= C_e - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \{ C_e + S \cdot C_e / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot En / Mn - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,715,472,942円]

C_e は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=4,017,804,871円]

S は、支援業務費の額 [=40,743,564円]

n は、最終算定月 [=令和6年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t は、各月 (令和6年1月予定～最終算定月)

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En は、 n 月 (最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft$ までの整数値をとる)

Mn は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 6 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [令和 6 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.19658136 円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=令和 5 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (令和 5 年 1 月～前年度の最終算定月)

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet' は、 t' 月の番号単価 [令和 5 年 1 月～令和 5 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.15673665 円/月・番号、令和 5 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.15129774 円/月・番号]

Pen' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,356,971,755 円]

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=3,676,671,117 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=40,583,047 円]

西日本電信電話株式会社に対する

第一種交付金の額

$$= Cw - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \{Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pwt \cdot Nit])\} - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \sum_{i=1}^{Ft'} [Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \cdot Wn / Mn - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn')$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,715,472,942円]

Cw は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,697,668,071円]

S は、支援業務費の額 [=40,743,564円]

n は、最終算定月 [=令和6年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t は、各月 (令和6年1月予定～最終算定月)

Wt は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn は、 n 月 (最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft までの整数値をとる)

Mn は、 n 月 (最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として令和6年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [令和6年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.80341864円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=令和5年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (令和5年1月～前年度の最終算定月)

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月)における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔令和5年1月～令和5年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.84326335円/月・番号、令和5年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.84870226円/月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt'] \right]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=6,356,971,755円〕

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=2,680,300,638円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=40,583,047円〕

※ 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合の第一種交付金の額は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和5年12月）から変更となる場合、 t において「令和6年1月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 交付方法

(1) 交付手段

第一種交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

第一種交付金の振込手数料の負担は、第一種交付金を交付する支援機関が負うものとする。

(2) 第一種交付金額の通知

前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の3箇月後までの間、毎月、第一種適格電気

通信事業者に対して第一種交付金額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知する第一種交付金額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 第一種交付金の交付期限

毎月の第一種交付金額の通知の日の属する月の翌月までに第一種交付金を交付する。

(4) 各月の第一種交付金の額の計算方法

①前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までの間、毎月、第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝ 第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

②最終算定月の3箇月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝ (第一種負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額 - 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額)

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

ただし、各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」－「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 第一種交付金の交付の特例

第一種交付金の交付期限までに、算定規則第22条第1項各号に規定する事由が生じた場合、

同項の規定に基づき、第一種交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき案分して算定した額を第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付する。

(6) 第一種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各第一種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 その他

算定規則第3条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により第一種交付金の額を算定し、第一種交付金を交付することとする。

第一種負担金の額及び徴収方法認可申請書

T C A 支 - 3 5 8

令和5年9月11日

総務大臣
松本 剛明 殿

郵便番号 101-0052
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ
住所 東京都千代田区神田小川町一丁目10
興信ビル2F
いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい
名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう みやかわ じゅんいち
会長 宮川 潤一

電気通信事業法第110条第2項の規定により、第一種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定）

以下の①及び②の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定

- ① 前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者
- ② 令和5年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下、「算定規則」という。）別表第11に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

東日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt] + \{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot Nn / Mn + Pen' \cdot Nn' - Ze \cdot Nn' / Mn'$$

Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
〔=6,715,472,942円〕

Ce は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=4,017,804,871円〕

S は、支援業務費の額〔=40,743,564円〕

n は、最終算定月〔=令和6年12月予定。以下、この計算式において同じ〕

t は、各月（令和6年1月予定～最終算定月）

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft までの整数値をとる）

Nt は、 t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ Nt は、 N_{1t} , N_{2t} , …, N_{Ftt} のうちの対応する値）

Nn は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ Nn は、 N_{1n} , N_{2n} , …, N_{Ftn} のうちの対応する値）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として令和6年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和6年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.19658136円/月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=令和5年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和5年1月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, …, $N_{Ftn'}$ のうちの対応する値）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔令和5年1月～令和5年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.15673665円/月・番号、令和5年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.15129774円/月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Z_e は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= C_e' + S' \cdot C_e' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{et'} \cdot N_{it'}]) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{et'} \cdot E_{t'}]]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6, 356, 971, 755 円]

C_e' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=3, 676, 671, 117 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=40, 583, 047 円]

西日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot N_t] + \{ C_w + S \cdot C_w / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wt} \cdot N_{it}]) - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t] - \sum_{i=1}^{F_t} [P_{wn'} \cdot N_{in'} - Z_w \cdot N_{in'} / M_n'] - (P_{wn'} \cdot W_n' - Z_w \cdot W_n' / M_n') \} \cdot N_n / M_n + P_{wn'} \cdot N_n' - Z_w \cdot N_n' / M_n'$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6, 715, 472, 942 円]

C_w は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2, 697, 668, 071 円]

S は、支援業務費の額 [=40, 743, 564 円]

n は、最終算定月 (=令和6年12月予定。以下、この計算式において同じ。)

t は、各月 (令和6年1月予定～最終算定月)

W_t は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ F_t までの整数値をとる)

N_t は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (N_t は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., $N_{F_t t}$ のうちの対応する値をとる)

N_n は、 n 月 (最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (N_n は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., $N_{F_t n}$ のうちの対応する値)

M_n は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

P_{wt} は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。ま

た、原則として令和6年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [令和6年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.80341864円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=令和5年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (令和5年1月～前年度の最終算定月)

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{Ftn'}$ のうちの対応する値)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt' は、 t' 月の番号単価 [令和5年1月～令和5年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.84326335円/月・番号、令和5年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.84870226円/月・番号]

Pwn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,356,971,755円]

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,680,300,638円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=40,583,047円]

※ 各接続電気通信事業者等 (第一種適格電気通信事業者であるものを除く。) の第一種負担金の総額 (第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。) の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該第一種負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合 (3%) を乗じて得た額とする (整数未満の端数は四捨五入)。

※ 各第一種適格電気通信事業者における「第一種負担金の額と当該第一種適格電気通信事業者

に係る算定自己負担額の合計額（以下「第一種負担金等の額」という。）の当該第一種適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（3%）を超える場合には、当該第一種負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和5年12月）から変更となる場合、tにおいて「令和6年1月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 徴収方法

(1) 納付手段

第一種負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

第一種負担金の振込手数料の負担は、第一種負担金を納付する接続電気通信事業者等が負うものとする。

(2) 第一種負担金額の通知

第一種負担金の納付額等を相互に確認するため、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

- ① 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額
- ② 第一種負担金の納付期限
- ③ 第一種負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する第一種負担金額の通知については、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る第一種負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

(3) 第一種負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに第一種負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日まで

の日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

(5) 第一種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各第一種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 その他

算定規則第3条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により第一種負担金の額を算定し、第一種負担金を徴収することとする。

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び
第一種負担金算定等規則に基づく許可申請

T C A 支 - 3 5 9
令和5年9月11日

総務大臣
松本 剛明 殿

郵便番号 101-0052
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ
住所 東京都千代田区神田小川町一丁目
10番地 興信ビル2F
いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい
名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう みやかわ じゅんいち
会長 宮川 潤一

別紙のとおり、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）第3条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

別紙

以下のとおり許可を受けたいのでよろしく取り計らい願います。

○第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第5条（第一種交付金の額の算定方法等）及び第27条（第一種負担金の額の算定方法等）関連

算定規則第5条及び第27条に定める第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定について、第一種適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社（以下単に「第一種適格電気通信事業者」という。）において第15条、第16条、第17条、第18条に定める第一号基礎的電気通信役務における設備管理部門原価について、第15条第1項の規定により通知された手順に基づいて算出された原価については、小笠原母島ビルから大崎ビル間のき線点RT-GC間伝送路に係る費用を除いて算定すること。

（理由）

第一種適格電気通信事業者は、第一号基礎的電気通信役務支援機関である当協会（以下「支援機関」という。）に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第109条第2項に基づき交付金の額を算定するための資料として前年度の原価等を届け出るとされているところ、当該届出においては、第一号基礎的電気通信役務原価について、小笠原母島ビルから大崎ビル間のき線点RT-GC間伝送路に係る費用を除いて算定し、これについて、総務大臣に対し、算定規則第3条の規定に基づく許可申請を行っている。

[許可申請の理由]

- ・小笠原母島ビルから大崎ビル間については、昨年度までの第15条第1項の規定により通知された手順においては、RT-GC間伝送路であり、第一号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の算定対象外としていた。
- ・本年度の第15条第1項の規定により通知された手順によって費用を整理した場合、小笠原母島ビルは加入者回線数等が減少したことから局設置FR-Tとされ、当該両ビル間のき線点RT-GC間伝送路の費用は、平成20年情報通信審議会答申の整理に基づき、新たに第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定に用いられる原価に含まれることとなるため、小笠原母島ビルの加入者回線単価が大幅に上昇し、基準単価（ベンチマーク）が大幅に上昇することとなる。【別添1】【別添2】
- ・当該加入者回線単価は、他のビルの加入者回線単価や前年度までの小笠原母島ビルの加入者回線単価と比して著しく高額となっており、ベンチマークも前年度までの水準から著しく乖離することとなるため、第一号基礎的電気通

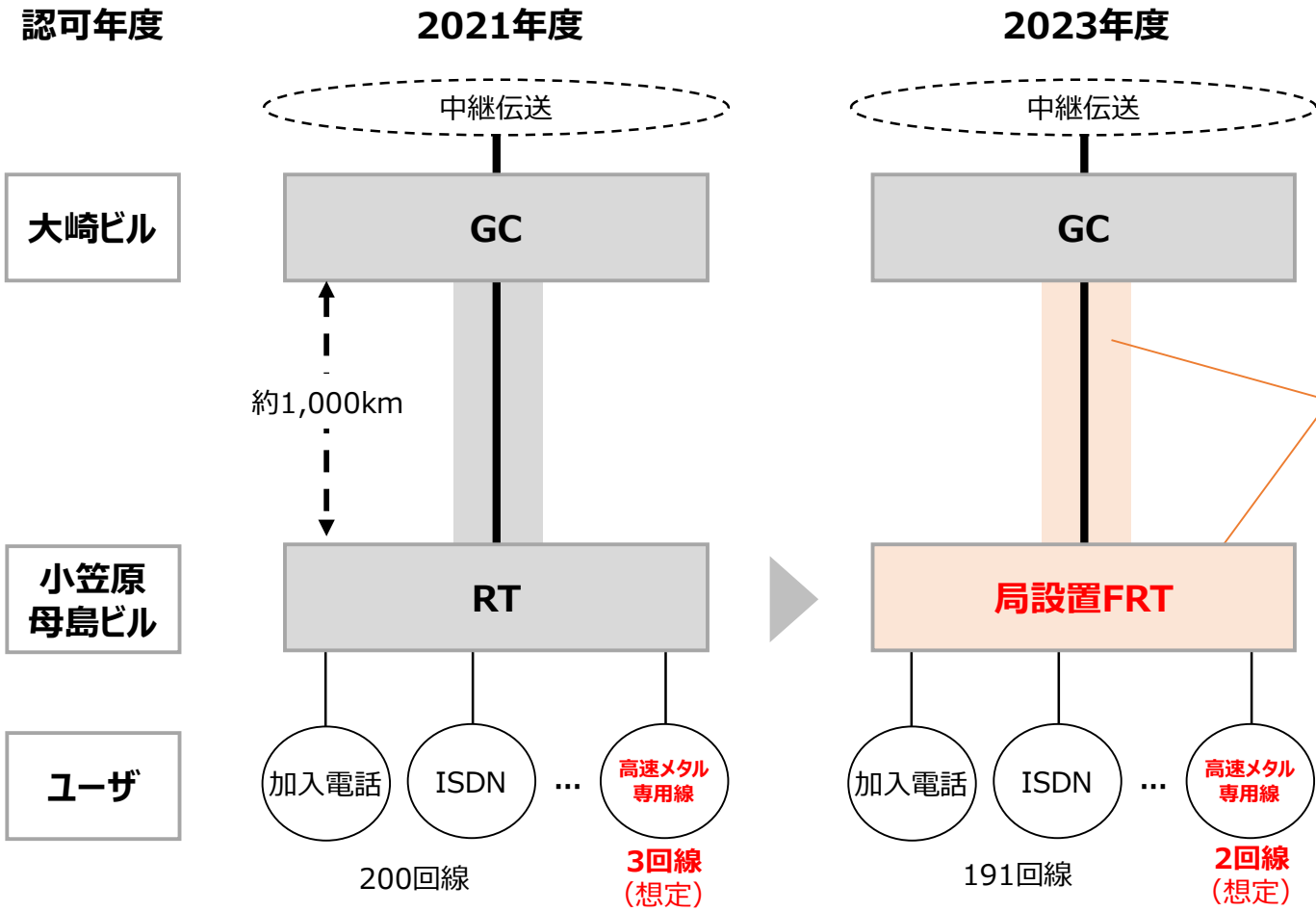
信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額を適正に算定することを目的として、今回の第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価については、小笠原母島ビルから大崎ビル間のき線点RT-GC間伝送路に係る費用を除いて算定することとしたい。【別添3】

支援機関は、この第一種適格電気通信事業者による原価を用いて第一種交付金及び第一種負担金の額を算出していることから、同様の許可申請をするもの。

【別添 1】LRICモデル上の設備構成イメージ

- 入力値を基にモデル内で計算される高速メタル専用線の回線数が閾値※を下回り、小笠原母島ビルはより小規模な装置となったと想定（RT→局設置FRT）

【凡例】 : 接続料原価 : ユニバーサルサービス交付金原価



・ 実際RT局の場合に限りFRT – GC間伝送路、FRTを接続料で回収（H20年審議会答申に基づく運用）
 ⇒ 小笠原母島ビルは実際GC局であり、**実際GC局の場合は、当該運用に基づく補正は行わず基本料で回収**

※LRICモデル上の高速メタル専用線回線数における局設置FRTとなる閾値：2回線以下

【別添2】小笠原母島ビルの加入者回線単価等

- 2021年度と比較し回線単価が大きく上昇（1,743円→28.9万円[約170倍]
- これにより、基準単価（ベンチマーク）も大きく上昇（1,528円→2,336円）

認可年度	2021年度	2022年度	2023年度
アナログ加入者回線数 (光IP補正後)	200回線	193回線	191回線
加入者回線単価 (年間)	2万円	352万円	347万円
加入者回線単価 (月間)	1,734円	293,690円	289,130円

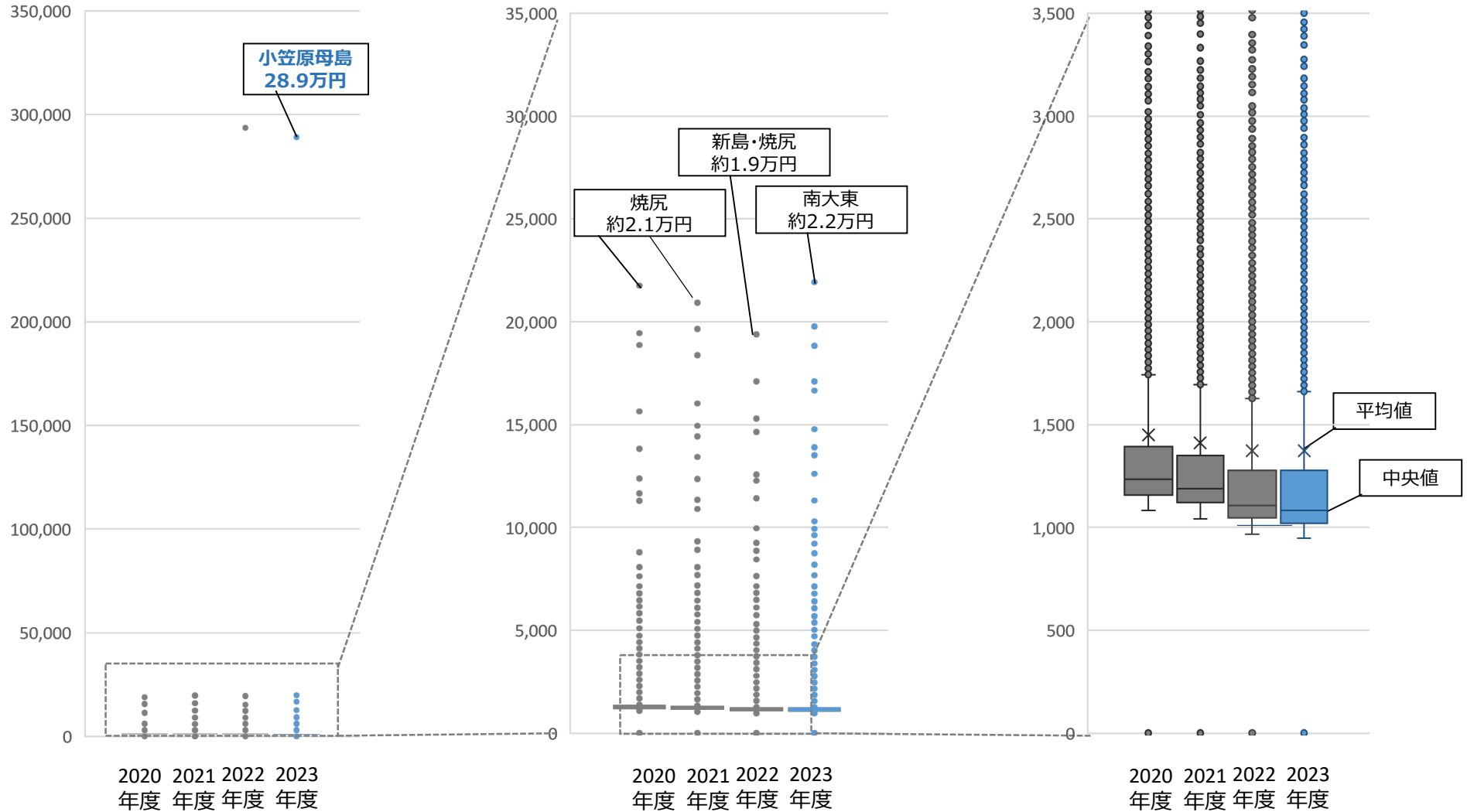
算定対象原価	416万円	6.8億円	6.6億円
--------	-------	-------	-------

基準単価(ベンチマーク) ※当社試算	1,528円/月	2,380円/月	2,336円/月
-----------------------	----------	----------	----------

【別添3】収容局別加入者回線単価のばらつき

■ 2022年度以降の小笠原母島ビルは、他のビルやこれまでの傾向から大きく乖離

加入者回線単価（月間・円）



【別添4】収容局別加入者回線単価の上位局の推移

■ 過去において、上位局に小笠原母島ビルは含まれておらず、今年度急激に上昇したもの

認可年度	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度	
	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名
1位	南大東	沖縄	南大東	沖縄	南大東	沖縄	南大東	沖縄	南大東	沖縄	南大東	沖縄
2位	上高地	長野	上高地	長野	上高地	長野	上高地	長野	上高地	長野	焼尻	北海道
3位	新島	東京	新島	東京	焼尻	北海道	焼尻	北海道	斜里緑	北海道	上高地	長野
4位	知円別	北海道	知円別	北海道	斜里緑	北海道	斜里緑	北海道	立牛	北海道	斜里緑	北海道
5位	鬼脇	北海道	占冠	北海道	仙法志	北海道	花石	北海道	仙法志	北海道	立牛	北海道
小笠原母島ビル 順位	488位		484位		1047位		1026位		904位		906位	

認可年度	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名
1位	南大東	沖縄	南大東	沖縄	焼尻	北海道	焼尻	北海道	小笠原母島	東京	小笠原母島	東京
2位	焼尻	北海道	焼尻	北海道	新島	東京	新島	東京	新島	東京	南大東	沖縄
3位	斜里緑	北海道	斜里緑	北海道	斜里緑	北海道	斜里緑	北海道	焼尻	北海道	新島	東京
4位	上高地	長野	新島	東京	立牛	北海道	上高地	長野	斜里緑	北海道	焼尻	北海道
5位	新島	東京	上高地	長野	上高地	長野	立牛	北海道	豊羽	北海道	斜里緑	北海道
小笠原母島ビル 順位	928位		925位		952位		900位		1位		1位	

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び
第一種負担金算定等規則に基づく許可申請

東経営第 000200000112 号
2023年8月31日

総務大臣
松本 剛明 殿

郵便番号 163-8019

住所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちょうめ
東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでん わ かぶしきがいしゃ
東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 しづたに なおき
澁谷 直樹

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

別紙のとおり、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）第3条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

別紙

以下のとおり許可を受けたいので宜しく取りはからい願います。

○第15条（設備管理部門の資産及び費用の整理）、第16条（設備管理運営費の算定）、第17条（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）、第18条（設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価の算定） 関連

第15条、第16条、第17条、第18条に定める第一号基礎的電気通信役務における設備管理部門原価について、第15条第1項の規定により通知された手順に基づいて算出された原価について、小笠原母島ビルから大崎ビル間のき線点RT-GC間伝送路に係る費用を除いて算定すること。

（理由）

小笠原母島ビルから大崎ビル間については、令和3年度までの第15条第1項の規定により通知された手順においては、RT-GC間伝送路であり、第一号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の算定対象外としていた。

しかしながら、本年度の第15条第1項の規定により通知された手順によって費用を整理した場合、小笠原母島ビルは加入者回線数等が減少したことから局設置FRTとされ、当該両ビル間のき線点RT-GC間伝送路の費用は、平成20年情報通信審議会答申の整理に基づき、新たに第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定に用いられる原価に含まれることとなるため（別添1）、小笠原母島ビルの加入者回線単価が大幅に上昇し、基準単価（ベンチマーク）が大幅に上昇することとなる（別添2）。

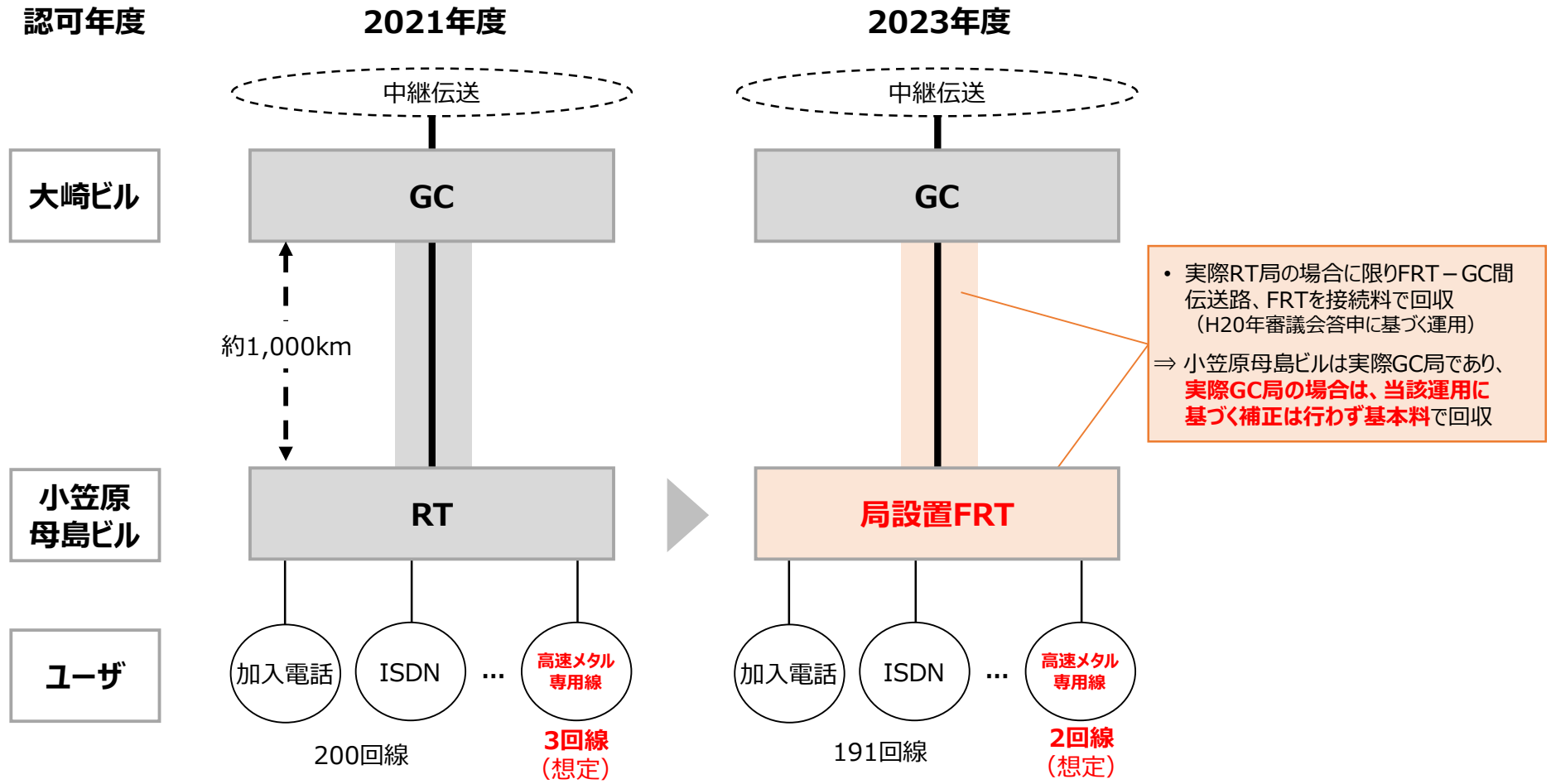
当該加入者回線単価は、他のビルの加入者回線単価や令和3年度までの小笠原母島ビルの加入線回線単価と比して著しく高額となっており（別添3）、ベンチマークも令和3年度以前の水準から著しく乖離することとなる。

このため、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額を適正に算定することを目的として、今回の第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価については、小笠原母島ビルから大崎ビル間のき線点RT-GC間伝送路に係る費用を除いて算定することとしたい。

【別添1】LRICモデル上の設備構成イメージ

- 入力値を基にモデル内で計算される高速メタル専用線の回線数が閾値※を下回り、小笠原母島ビルはより小規模な装置となったと想定（RT→局設置FRT）

【凡例】 : 接続料原価 : ユニバーサルサービス交付金原価



※LRICモデル上の高速メタル専用線回線数における局設置FRTとなる閾値：2回線以下

【別添2】小笠原母島ビルの加入者回線単価等

- 2021年度と比較し回線単価が大きく上昇（1,743円→28.9万円[約170倍]
- これにより、基準単価（ベンチマーク）も大きく上昇（1,528円→2,336円）

認可年度	2021年度	2022年度	2023年度
アナログ加入者回線数 (光IP補正後)	200回線	193回線	191回線
加入者回線単価 (年間)	2万円	352万円	347万円
加入者回線単価 (月間)	1,734円	293,690円	289,130円

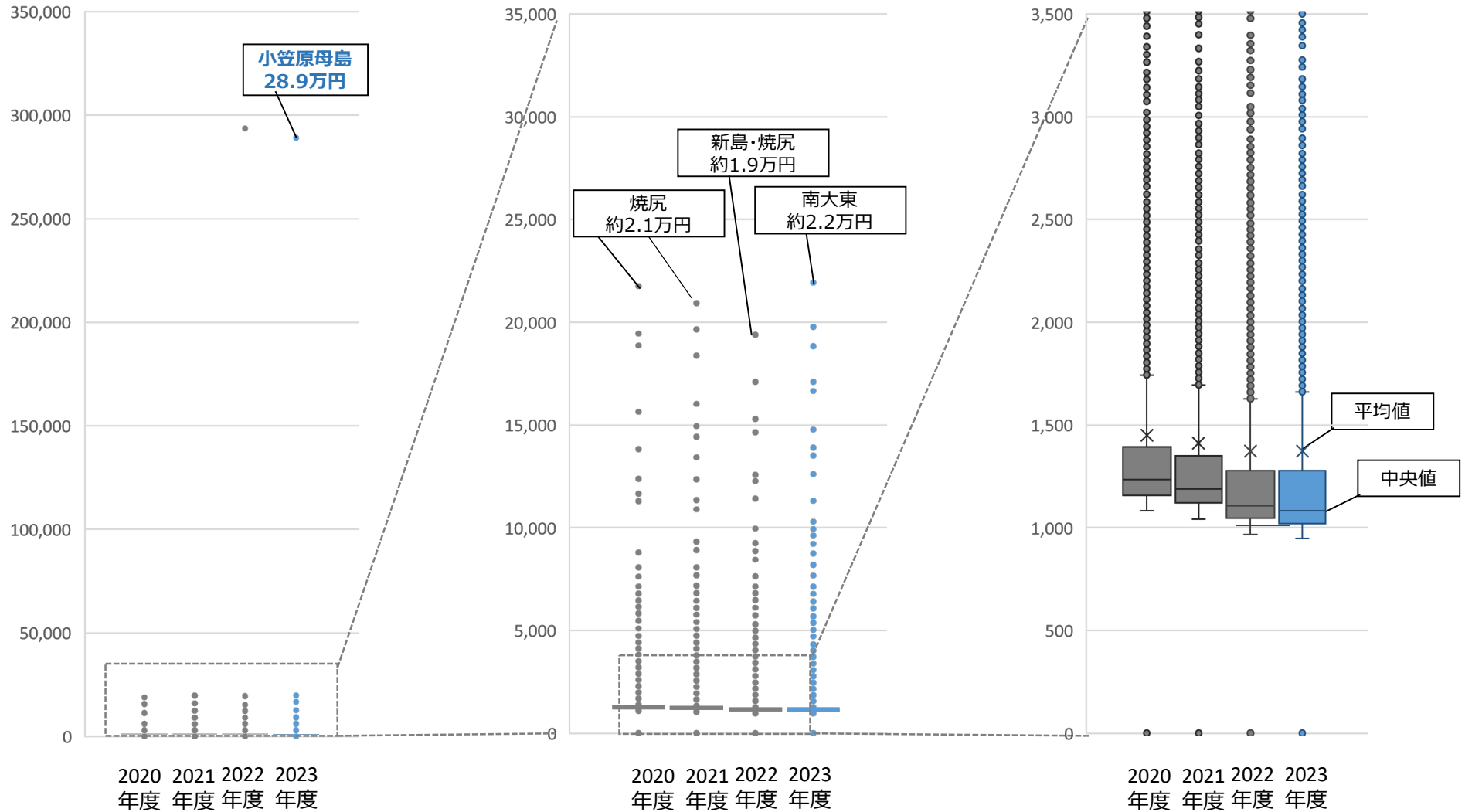
算定対象原価	416万円	6.8億円	6.6億円
--------	-------	-------	-------

基準単価(ベンチマーク) ※当社試算	1,528円/月	2,380円/月	2,336円/月
-----------------------	----------	----------	----------

【別添3】収容局別加入者回線単価のばらつき

■ 2022年度以降の小笠原母島ビルは、他のビルやこれまでの傾向から大きく乖離

加入者回線単価（月間・円）



【別添4】収容局別加入者回線単価の上位局の推移

■ 過去において、上位局に小笠原母島ビルは含まれておらず、今年度急激に上昇したもの

認可年度	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度	
	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名
1位	南大東	沖縄	南大東	沖縄	南大東	沖縄	南大東	沖縄	南大東	沖縄	南大東	沖縄
2位	上高地	長野	上高地	長野	上高地	長野	上高地	長野	上高地	長野	焼尻	北海道
3位	新島	東京	新島	東京	焼尻	北海道	焼尻	北海道	斜里緑	北海道	上高地	長野
4位	知円別	北海道	知円別	北海道	斜里緑	北海道	斜里緑	北海道	立牛	北海道	斜里緑	北海道
5位	鬼脇	北海道	占冠	北海道	仙法志	北海道	花石	北海道	仙法志	北海道	立牛	北海道
小笠原母島ビル 順位	488位		484位		1047位		1026位		904位		906位	

認可年度	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名
1位	南大東	沖縄	南大東	沖縄	焼尻	北海道	焼尻	北海道	小笠原母島	東京	小笠原母島	東京
2位	焼尻	北海道	焼尻	北海道	新島	東京	新島	東京	新島	東京	南大東	沖縄
3位	斜里緑	北海道	斜里緑	北海道	斜里緑	北海道	斜里緑	北海道	焼尻	北海道	新島	東京
4位	上高地	長野	新島	東京	立牛	北海道	上高地	長野	斜里緑	北海道	焼尻	北海道
5位	新島	東京	上高地	長野	上高地	長野	立牛	北海道	豊羽	北海道	斜里緑	北海道
小笠原母島ビル 順位	928位		925位		952位		900位		1位		1位	